

平成 21 年 8 月 19 日

内閣府 企業再生支援機構準備室 御中

「株式会社企業再生支援機構法施行令（案）等」に対する意見について

全 国 銀 行 協 会

今般、当協会では、平成 21 年 8 月 19 日付で意見募集が行われました標記施行令案等に関する意見を別紙のとおりまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「株式会社企業再生支援機構法施行令(案)等」に対する意見

	令、規則、 基準案	該当条項、 番号等	意見	理由等
1	基準案	前文	・機構の支援対象は、「有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている中堅事業者、中小企業者その他事業者～」とされているが、企業規模による制限はなく、支援基準を満たす場合には、大企業であっても「その他事業者」として、機構の支援対象になるとの理解でよいか。	・支援対象となる事業者の範囲の明確化のため。
2	基準案	前文	・原案の「債権放棄等の金融支援を受けて事業再生を図ろうとするものに対し」について、「金融支援を受けて事業再生を図ろうとするものに対し」等へ変更すべき。 ・原案の「『過大な債務を負っている』については、収益力に比して過剰な債務を負っているため、債権放棄等の金融支援による事業再生が求められている状態」について、「『過大な債務を負っている』については、収益力に比して過剰な債務を負っている状態」等に変更すべき。	・金融支援は、該当案件に応じ様々な手法が想定されるもので、必ずしも債権放棄が代表的な事例とはいえないのではないかと。 ・「過大な債務を負っている」とは、まさに「収益力に比して過剰な債務を負っている状態」を指すものではないかと。
3	基準案	.1.(4)	・「支援決定が行なわれると見込まれる日から3年以内に、新たなスポンサーの関与等により申込事業者の資金調達(リファイナンス)が可能な状況等、当該債権又は出資に係る株式若しくは持分の処分が可能となる蓋然性が高いと見込まれること。」とあるが、「資金調達(リファイナンス)が可能な状況」及び、その他「処分可能の蓋然性が高い」具体例を示して欲しい。	・支援決定時にスポンサーが決まっているケースは多くないと想定されるため、3年以内に資金調達が可能な状況、及びその他「処分が可能となる蓋然性が高い」状況とは、具体的にどのような状況かを確認したい。(連名メインバンクにリファイナンスのコミットを求めるもの(支援申込連名＝リファイナンスのコミット)ではないことを確認したい。)
4	その他		・機構が作成に携わった事業再生計画は、貸出条件緩和債権に該当しないとする要件である「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」と認定してよいとの取扱いを明示して欲しい。	・機構は、「事業再生計画の実施を通じた事業の再生が見込まれるもの」について再生支援をすとしており、当該計画は「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」と認定しうるため。